

(仮称) 川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託
仕様書

1. 業務委託名

(仮称) 川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託

2. 委託場所

川越市大字砂新田地内ほか

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 目的

(仮称) 川越市森林公園計画は、武蔵野の雑木林を主体とする公園として、雑木林の持つ歴史・文化・自然的価値を将来によりよい形で伝えるとともに、林の保全や自然の中での活動・休息などを通じて、私たちが失いかけている身近な生き物とのふれあいや人と人とのふれあいなどを回復し、心豊かに暮らせる地域づくりの拠点としていくことを目指し平成2年度に基本計画が策定されました。

その後、平成15年度に計画改定を行いましたが、当時から20年以上経過し、計画地の状況やそれを取り巻く社会環境も変化していることから、市民ニーズ等を踏まえ、実現可能な計画となるよう見直しを行う予定です。

本業務は、計画地内の自然環境の調査・解析を行うとともに、地権者、民間事業者及び環境団体等に対し、計画地の保全・活用方法等についてヒアリング調査等を行い、その結果をとりまとめて、計画を見直しするための基礎資料等を作成するものです。

5. 業務の内容

本業務での調査範囲は別紙1のとおりとし、次の(1)～(7)の業務を実施する。

(1) 業務実施計画書の作成

業務の実施にあたり、調査時期・調査方法等を取りまとめた業務実施計画書を作成する。

(2) 現地調査

業務対象範囲内で以下の調査を実施する。なお調査した種については、日本名、学名を記載し、可能な範囲で地図上に位置を示すとともに現地で写真撮影する。

写真は、対象となる生物個体の生息する環境や生育状況が再現、確認できるように撮影する。

ア) 植物相調査（早春、春季、夏季、秋季の年4回）

業務対象範囲内の植生環境を任意に踏査し、直接観察等により植物を調査し、確認した植物種のリストを作成する。また、「環境省レッドリスト」、「埼玉県レッドデータブック」、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく「国内希少野生動植物種一覧」に掲載される種（以下「注目種」という。）が確認された場合は、確認地点、個体数、生育状況等を記録する。

イ) 植生調査（夏季1回）

空中写真や過年度に実施した調査資料を参考に業務対象範囲内を任意に踏査し、植生区分の確認及び植物群落調査を行う。

ウ) 哺乳類調査（早春、夏季、冬季の年3回）

業務対象範囲内の自然環境を任意に踏査し、目撃、足跡、糞等のフィールドサインを確認し、生息が確認された種のリストを作成する。注目種が確認された場合は、確認地点、個体数、生育状況等を記録する。また、実個体の確認頻度を上げるため、自動撮影装置による調査を併用して実施する。自動撮影装置は、赤外線センサーとカメラを連動させ、カメラの前を通過する動物を自動的に撮影するものとし、けもの道などの哺乳類の利用が予想される場所に設置する。（両生類・爬虫類調査含む）

エ) 鳥類調査（春季、夏季、秋季の年3回）

業務対象範囲内の自然環境を任意に踏査し、確認した種のリストを作成する。注目種が確認された場合は、確認地点、個体数、生育状況等を記録する。

オ) 昆虫類調査（春季、夏季、秋季の年3回）

業務対象範囲内の自然環境を任意に踏査し、目視、網による採取のほか、朽木崩しや石起こし等を行い、確認した生息種のリストを作成する。セミ類やコオロギ類などについては鳴き声による同定も併用し、ライトトラップ法及びベイトトラップ法による調査を1カ所以上行う。注目種が確認された場合は、確認地点、個体数、生育状況等を記録する。（クモ類含む）

【参考】調査の時期及び調査の概要

調査項目	調査時期					概要
	早春	春	夏	秋	冬	
植物相	●	●	●	●		目視調査
植生			●			現地植生区分確認
			●			植物群落調査
哺乳類	●		●		●	踏査によるフィールドサインの確認等
鳥類		●	●	●		踏査による観察等
昆虫類		●	●	●		踏査による観察・任意採取・トラップ調査

(3) 調査結果のとりまとめ

ア)～オ)で収集した情報をとりまとめ整理する。なお、レッドデータブック等に係る「注目種」及び、特定外来生物等に係る「外来種」については、今後の保全・管理に資するため、確認個体数、確認位置等を整理する。

現地調査等で写真を撮影できた種については、写真も用いて整理するなど、見やすく、情報の取得が容易であるようにする。

- ① とりまとめにおいては、調査個体毎の調査表（単表）だけでなく、データベースとして一覧形式でも作成し、検索・集計等が容易にできるものとする。
- ② 位置情報を取得した調査個体は、図面上に位置をプロットし作成する。

(4) 業務対象範囲内の自然環境の解析・評価

過年度に実施した調査結果（平成12・25年度）と、本業務による調査の結果を合わせて総合的に解析する。なお、過年度に実施した調査結果（平成12・25年度）等の報告書は貸与可能である。

① 動植物生息状況の現状とその要因の分析

調査結果を基に、植生、植物相・動物相の特徴とそれらを形成するに至った環境要因（地形、気候、人間の活動の影響など）を考察・分析し、地域特性についても記述する。また、過年度に実施した調査から本業務実施時にかけての植物相、動物相の変化を記述し、その要因（気候変動、人間の活動の影響など）との関係を考察・分析する。なお、注目種、外来種については確認地点（分布している場所）の変化とその要因について考察・分析し、生物多様性や自然環境の保全等の観点から課題を抽出する。

② 自然環境や生物多様性の保全に係る課題の抽出

自然環境や生物多様性に影響を与えている人間の活動（開発、汚濁物質等の流出、外来種など）を抽出し、自然環境や生物多様性を保全する上での課題や行政機関にとって選択肢となりうる対応策を考察する。

(5) 地権者意向調査補助

計画地内の地権者に対し川越市が実施する意向確認について設問等を検討する。
意向確認（対象者）約90名

(6) 民間事業者へのヒアリング調査（3社程度想定）

Park-PFIの導入など公民連携による公園の整備・管理・運営の検討をするため、民間事業者へのヒアリング調査を実施し、議事録を作成する。

(7) 環境団体等へのヒアリング調査（3名程度想定）

業務対象範囲の保全・活用方法について、自然環境情報等に精通した有識者等にヒアリング調査を実施し、議事録を作成する。

6. 打合せ協議の実施

業務期間中に打合せを2回実施する。打合せ後は、協議簿を作成し市監督員に確認を受ける。なお、業務打合せの実施は以下を想定する。

- ・業務着手時1回
- ・中間打合せ2回
- ・業務終了時1回

7. 報告書の作成

上記結果を報告書にまとめ、以下の成果品を納品する。

報告書2部（A4判）

打合せ議事録 一式

上記データ（CD-R） 一式

8. 権利の帰属

本業務における成果品及びこれに付随する資料の著作権及び所有権は、発注者に帰属する。また、受注者は、著作権人格権を行使できないものとする。

9. 資料等の貸与及び返還

- (1) 発注者は、本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を受注者に貸与する。
- (2) 受注者は、貸与品を管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、本業務が終了したときは、速やかに貸与品を発注者に返還する。

10. 損害賠償について

任意保険の内容については、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険を含むものとし、受注者が加入する。

11. 留意事項

- (1) 本仕様書は、委託の概要を示したものであるため、詳細な部分については発注者の指示により行うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議して取り決めるものとする。
- (3) 委託料には、本仕様書で断りがあるものを除き、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。
- (4) 成果品の納入後、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用・参考とした場合には、その出典を明記すること。
- (6) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

12. 担当部署

川越市都市計画部公園整備課

所在地：〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

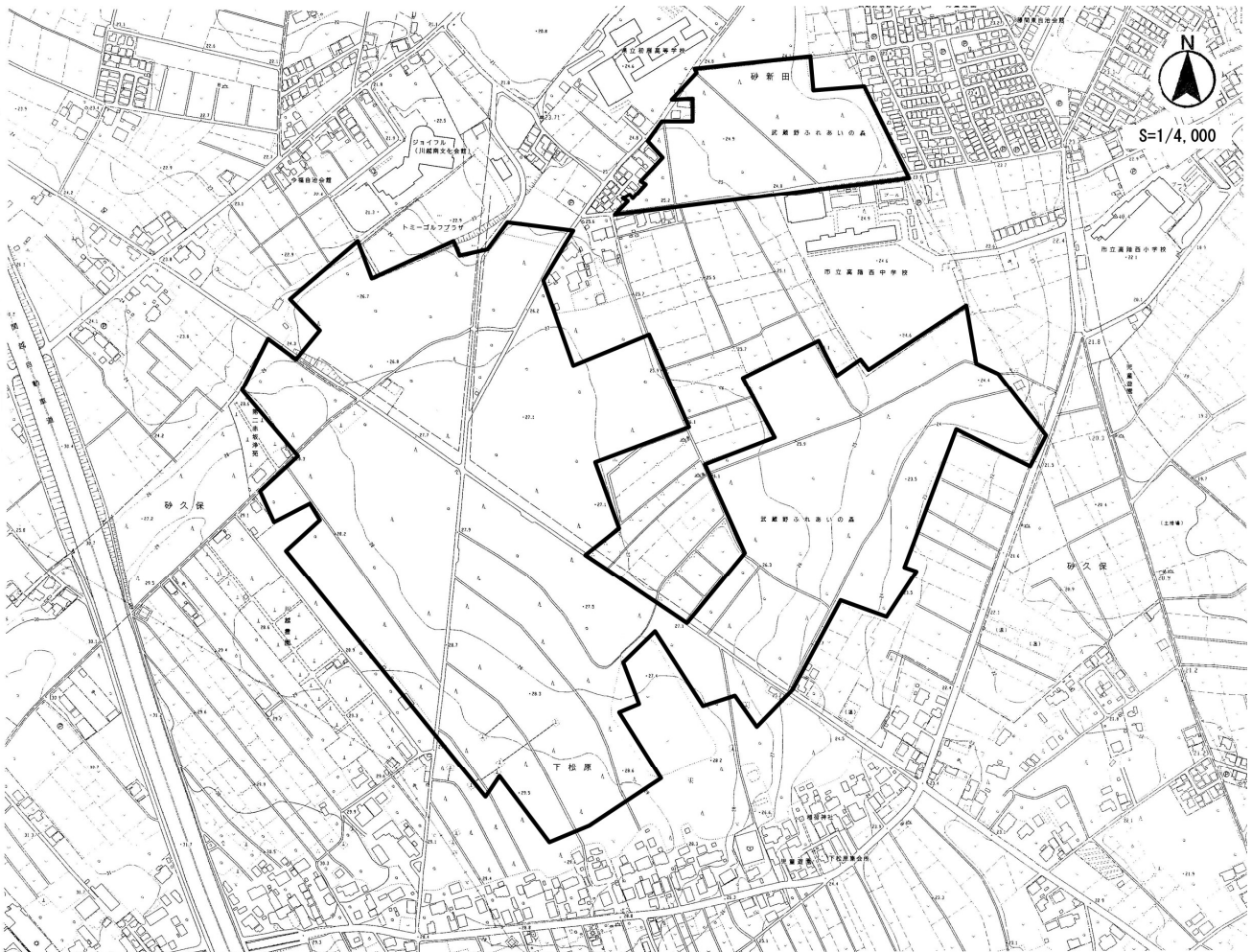
電話番号：049-224-5965（直通）

メールアドレス：koenseibi★city.kawagoe.lg.jp

（送信する場合は★を@に置き換えてください）

対象区域

対象区域は、川越市大字砂新田、下松原、今福、砂久保に位置する（仮称）川越市森林公園計画予定地、約 30ha とする。



凡例：  委託場所